

令和8年6月5日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公関係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

- 標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年6月12日(金)までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年5月26日(火)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年5月29日(金)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
検察国賠訴訟を巡り、取り調べ映像を裁判所へ提出する際に閲覧制限の申し立てを検討すべきだとする通知
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項
上記3について、法務省本省では、その請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を次のとおり保有しています。

検察国賠訴訟における基本的な方針

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかについて、別紙にて回答願います。

- 5 開示請求手数料について
上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。
現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。
なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。

回答書

令和 年 月 日
氏名

令和8年6月5日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり回答します。

※にチェックを入れて回答願います。

- 意思確認書記4の行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4以外の行政文書の開示を求める。
（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について以下に記載します。）

[]

- 本件請求を取り下げる。